

別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は三重県南牟婁郡紀宝町に位置する鵜殿港（地方港湾）（図-1.1 参照）の図-1.2 に示す範囲であり、浚渫する水底土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための採取位置は図-1.2、試料採取地点と採取層の概要は表-1.1 のとおりである。

三重県港湾位置図



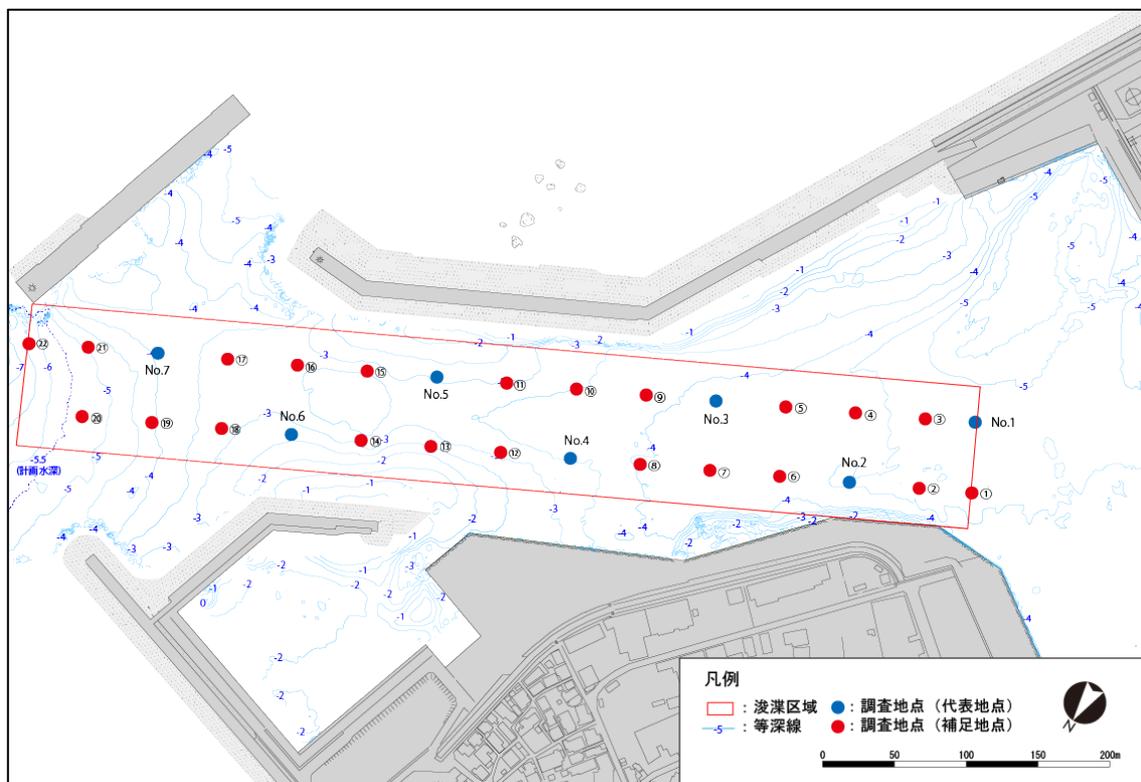
出典)「三重県の港湾」

(三重県 HP、<https://www.pref.mie.lg.jp/KOWAN/HP/61113025196.htm>、令和6年9月閲覧)

図-1.1 鵜殿港の位置



出典)「三重県公式ホームページ 県土整備部 港湾・海岸課 港湾海岸管理班 鵜殿港」
 (https://www.pref.mie.lg.jp/KOWAN/HP/61140025216.htm、令和6年9月確認)



備考) 港内の数値は、現状(令和5年12月)の水深(m)を示す。

出典)「基盤地図情報」(国土地理院、https://fgd.gsi.go.jp/download/terms.html)より作成

図-1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

表-1.1 試料採取地点と採取層の概要

調査地点	試料名	現況水深(m)	採取深度(m)	コア長(m)	試料採取日
No. 1	No. 1-1	-5.0	-5.0~-6.0	1.0	令和6年1月30日
No. 2	No. 2-1	-5.0	-5.0~-6.0	1.0	令和6年1月30日
No. 3	No. 3-1	-4.5	-4.5~-5.25	0.75	令和6年1月31日
	No. 3-2		-5.25~-6.0	0.75	令和6年1月31日
No. 4	No. 4-1	-3.5	-3.5~-4.33	0.83	令和6年2月1日
	No. 4-2		-4.33~-5.16	0.83	令和6年2月1日
	No. 4-3		-5.16~-6.0	0.83	令和6年2月1日
No. 5	No. 5-1	-3.0	-3.0~-4.0	1.0	令和6年1月29日
	No. 5-2		-4.0~-5.0	1.0	令和6年1月29日
	No. 5-3		-5.0~-6.0	1.0	令和6年1月29日
No. 6	No. 6-1	-3.0	-3.0~-4.0	1.0	令和6年1月19日
	No. 6-2		-4.0~-5.0	1.0	令和6年1月19日
	No. 6-3		-5.0~-6.0	1.0	令和6年1月19日
No. 7	No. 7-1	-4.0	-4.0~-5.0	1.0	令和6年1月31日
	No. 7-2		-5.0~-6.0	1.0	令和6年1月31日
補足地点①~⑳		—	表層	0.5	令和6年1月24日 ⑳のみ1月25日

備考) 1. 現況水深は、令和5年12月現在である。

2. 試料採取深度は、計画水深(-5.5m)+余堀(0.5m)=-6.0mである。

3. コア長がいずれも0.5mを超えるため、検体の判定については、判定基準換算値を求め使用した。

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、試料採取を行った地点を前出図-1.2に、分析結果を表-1.2に示す。

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、浚渫区域の中から図-1.2に示す7地点(●凡例)で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。

これらは以下に示す理由により、浚渫区域の水底土砂の特性を代表するものと考えた。

鵜殿港は一級河川熊野川からの流下土砂が沿岸漂砂となり、波浪により押し戻され、水底土砂が堆積する。また、二級河川神内川が鵜殿港内に直接流入しており、神内川からの流下土砂も堆積する。浚渫区域内に均等に7地点を配し、代表地点として設定した。

浚渫区域は「鵜殿港港湾台帳」(三重県)より計画水深が-5.5mに設定されている。底質試料採取深度を浚渫深さ(計画水深+余堀0.5m=-6.0m)までとすることで、鉛直方向の性状を把握した。

さらに、代表7地点(●凡例、No.1~No.7)における測定に加えて、水平的な汚染状況を補完的に把握する目的で「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類等作成の手引」(環境省、平成29年(令和6年一部改訂))(以下「手引」という)に従い、図-1.2において●で示す22地点(①~⑳)において補足調査を行った。

以上により、鉛直方向及び水平方向の水底土砂の性状を把握し、分析結果が浚渫区域全ての水底土砂の代表性を有していると考えた。

表-1.2の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」^{*1}を下回っている。

た。また、浚渫計画範囲は紀伊半島東部の熊野灘に面することから、「指定水底土砂」※2に該当しない。したがって、浚渫により発生する水底土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年 法律第136号）」第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

※1. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年 政令201号）」より定める「特定水底土砂」の判定基準。

※2. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の2海域）から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が20%未満である土砂を指す（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年 政令第209号）」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和48年 環境庁告示18号）」関連）。

表-1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和6年1月30日

項目	単位	No. 1-1 (コア長1.0m)	No. 2-1 (コア長1.0m)	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.5	<0.5	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.045	0.032	10 以下	5 以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア長が1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m=0.5倍とした。

表-1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和6年1月31日

項目	単位	No. 3-1 (コア長0.75m)	No. 3-2 (コア長0.75m)	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0033 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.066 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.066 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.66 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.33 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.066 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.66 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.00198 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	3 以下	1.98 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2 以下	1.32 以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.5	<0.5	15 以下	9.9 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	0.3 以下	0.198 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.066 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.65 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	2 以下	1.32 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	1.2 以下	0.792 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.99 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	40 以下	26.4 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.132 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.0132 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.0264 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下	0.66 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.264 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下	1.98 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.0396 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.0132 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.0396 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.0198 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.132 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.066 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.066 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.33 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.023	0.022	10 以下	6.6 以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア長が0.75mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/0.75m=0.66倍とした。

表-1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和6年2月1日

項目	単位	No. 4-1 (コア長0.83m)	No. 4-2 (コア長0.83m)	No. 4-3 (コア長0.83m)	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.003 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.06 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.06 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.6 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.3 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.06 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.6 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0018 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	1.8 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1.2 以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	15 以下	9 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	0.3 以下	0.18 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.06 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	2 以下	1.2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	1.2 以下	0.72 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.9 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	<4	40 以下	24 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.12 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.012 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.024 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.6 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.24 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下	1.8 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.036 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.012 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.036 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.018 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.12 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.06 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.06 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.3 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.000018	0.0056	0.033	10 以下	6 以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア長が0.83mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/0.83m=0.60倍とした。

表-1.2(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和6年1月29日

項目	単位	No. 5-1 (コア長1.0m)	No. 5-2 (コア長1.0m)	No. 5-3 (コア長1.0m)	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	<4	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.00011	0.011	0.0018	10 以下	5 以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア長が1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m=0.5倍とした。

表-1.2(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和6年1月19日

項目	単位	No. 6-1 (コア長1.0m)	No. 6-2 (コア長1.0m)	No. 6-3 (コア長1.0m)	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	<4	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.24	0.027	1.1	10 以下	5 以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア長が1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m=0.5倍とした。

表-1.2(6) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日：令和6年1月31日

項目	単位	No. 7-1 (コア長1.0m)	No. 7-2 (コア長1.0m)	判定基準	判定基準 換算値 ^{※2}	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	<0.5	<0.5	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物 ^{※1}	mg/kg	<4	<4	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類(溶出)	pg- TEQ/L	0.000066	0.00040	10 以下	5 以下	○

※1：有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）別表第3の3第24号に掲げる「有機塩素化合物」を示す。

※2：コア長が1.0mのため、判定基準は「手引」に従い、通常判定基準の0.5m/1.0m=0.5倍とした。